

公益財団法人 公益法人協会
第 18 回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成 24 年 9 月 20 日(木) 14 時～16 時
- 2 開催された場所 日本工業俱楽部 4 階第一会議室
- 3 理事総数及び定足数
 総数 14 名、定足数 8 名
- 4 出席理事数 12 名
 (出席) 太田達男、金沢俊弘、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、田中 啓、土肥寿員、長瀧重信、早瀬 昇、堀田 力、松岡紀雄、宮川守久
 (欠席) 浦上節子、福原義春
 (監事出席) 高宮洋一、中田ちづ子、平川純子
- 5 報告事項
 <社団法人・財団法人移行の状況>
 - (1) 移行認定・認可申請及び答申等の状況
 - (2) 当協会会員の移行状況
 - (3) 行政庁別移行傾向
 <職務執行の状況>
 - (1) 公益目的事業 1
 - ① 『市民のための非営利法人設立・運営ハンドブック(仮題)』
 - ② 創立 40 周年記念シンポジウム企画案
 - ③ 創立 40 年史の刊行について
 - (2) 公益目的事業 2
 - ① 資産運用セミナー2012
 - (3) 公益目的事業 3
 - ① ウェブアンケート結果
 - ② 平成 25 年度税制改正に関する要望
 - ③ 公益法人制度改正要望
 - ④ 公益信託制度改正要望
 - (4) 法人管理
 - ① 財務状況
 - ② 会員の状況
 - ③ コンプライアンスの状況
 - ④ 災害対策の進捗状況
 - ⑤ アニュアルレポート 2011
 - (5) その他の職務執行状況
- 6 議事の経過及びその結果
(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び今回は決議事項の審議ではなく報告事項だけである旨説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

審議に先立ち、8月5日に逝去された入山映評議員が公益法人界に残された業績、長年に亘る当協会に対するご厚意を偲び、出席者全員で黙祷を捧げた。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、報告事項に移った。

(報告事項)

<社団法人・財団法人移行の状況>

- (1) 移行認定・認可申請及び答申等の状況
- (2) 当協会会員の移行状況
- (3) 行政庁別移行傾向

金沢専務理事より、本事項について説明があった。説明によると、まず、(1)については、平成24年8月末時点の移行認定・認可の申請率は(平成20年12月1日の特例民法法人数を母数とすると)49.4%と半数に満たず、そのうち移行した法人は37.2%に過ぎない。移行が進むにつれ、徐々に移行認可(一般法人)の申請比率が増しているので、最終的には移行認定(公益法人)数を上回るのではないか。また、数パーセントは「みなし解散」となるものと推定される。次に(2)については、当協会の会員は移行が順調に進み、移行の進捗は全国平均(36.6%)の2倍に迫る67.4%に達している。また、認定:認可の比率は73:27と全国平均の59:41に比べて認定比率が高い。続いて、(3)については、都道府県によって移行先が大きく異なる結果が現れた。例えば、宮城県では申請率自体は低いものの、移行答申を受けた法人のうち認定は85%である。埼玉県、奈良県、鹿児島県でも80%に迫る比率であり、京都府も74%と高い。一方、北海道、青森県、山形県、長野県、岐阜県、静岡県、山口県では逆に、移行認可の比率が50%を超えており、都道府県によっては、この法人は公益かそうでないかの強い先入観があり、これが移行先に大きな差を生じさせているのではなかろうか。以上であった。

同報告に関して、次の意見及び質疑応答があった。

①及び②について

(高宮監事) 移行対応も終盤に入った。会員の中にも未移行の法人も多いようだが、一定の数に絞られている。有効かつ具体的な会員貢献として、また、当協会焦眉の急である会員数減少対策としてこれらの会員の移行に対する特別な支援体制は考えられないか。

(太田理事長) 本年度は、小規模法人を対象に、申請書作成支援事業を立ち上げ募集したが、わずか2法人しか応募がなかった。一からマンツーマンでの指導であるが、ニーズを発掘することの難しさを感じている。

(高宮監事) 未移行会員は小規模団体が多い。これら未移行会員に支援として具体的にアプローチする事により状況把握ができる。こうしたアクションにより退会を未然に防ぎ、また退会会員の状況やニーズも具体的に把握できる。会員からなぜ脱落するか、その辺りを究明することが必要だ。

(太田理事長) 最も多いのは、一般法人へ移行して退会するパターンである。

(金沢専務理事) 調べたところ、都内の会員であっても相談室を利用してない法人が 900 法人中 600 件ほどある。総務部門で検討しているが、一般法人にとってもメリット感のあるツールを開発し積極的に P R したい。

(太田理事長) 会員ということではないが、最近岩手で開催した相談会で、ある相談員が担当した 3 件のうち 2 件は解散案件だったと聞いている。解散の相談を持ちかけても、主務官庁は相手にしてくれないし、分からぬと言われるようだ。

(岸本理事) 今後、解散のお手伝いをするのかというの課題としてあると思う。一方、一般非営利型法人などの一般法人を積極的に会員化することへの取り組みはどうか。

(太田理事長) 従来、入会に際して法人格は問わないという姿勢を堅持しているが、公益法人協会という名称による誤解があるのは確かだ。実際は公益法人や特例民法法人だけでなく、一般法人も会員になっているのだが。

(岸本理事) 一般法人には「公益法人協会」という名称が誤解を受けやすく、一方、会費の金額が入会のネックになっているのではないか。

(金沢専務理事) 入会対策ということでは、当協会は移行認定も税額控除の証明取得も立入検査もすべて一番手であり、そのノウハウを、同様に一番で公開してきたことが、大きな会員サービスとなっていた。しかし、移行終盤を迎える、それらの先駆性というか、何でも一番という賞味期限は切れてきたといえる。次の一手として会員メリットに重点を置いた損保会社とタイアップした、役員賠償責任保険団体制度を開発したが、さらには現在第二弾を準備している。具体的な会員メリットを感じてもらえるような方策を考えなくてはならない。

(宮川理事) ポスト移行の問題が目の前。細かいことよりも、公益法人協会はその後どっちを向いて歩くのかという議論を本気で詰めていかないと、中期経営計画も立てられない。毎回理事の方から同じような意見が出るが、前へ進んでいかない印象がある。待ったなしの時期だと思う。

(太田理事長) いろいろなことを考えているつもりではあるが、なかなか成果が出てこない。40 周年を転換点にして、一度、改めて基本問題を考える場を用意したい。

③について

(早瀬理事) 私は大阪のある財団の評議員を務めているが、大阪府の法人が一般法人申請率が多い理由の一つは、法人側に政治的な影響を回避しようとする意思が働いていることも一因ではないか。大阪府は、解散時には府の出捐金を返還するという協定書を締結させようとするなど締め付けが厳しい。元々、定款に残余財産の規定があるのに、団体の自治を超えた働きかけがあるなど、民間の活動を行政の下に置こうとする傾向がみられる。そこで影響を回避したくて公益法人を選ばない団体が増えている。

(金沢専務理事) 大阪府の所管法人約 900 のうち、移行のため電子申請の I D を取得していない法人がまだ 250 ある。移行申請率、移行の処分(答申)率もよくないようだ。進捗が良くない事情がよく分かった。

(太田理事長) 当協会の働きかけもあり、8 月 1 日に遊休財産関連の規制緩和が F A Q で発表された。内閣府はこのように柔軟な姿勢に転換してきているが、地方へ行くと相変わらず

意識改革が出来ていないところもある。地方行政庁の一部側には、これまで折角厳しい指導をしてきたのに梯子を外すのか、という反応すらあると聞く。

(堀田理事) 移行期間の延長について、認定等委員会から感触の打診はあるか。

(太田理事長) 無差別にということはないだろう。東日本大震災の被災県に限っては、移行期間を延長する方針のようだ。また、期限とは(移行答申とか登記完了ではなく)前日までに申請しておけばよい、ということである。

<職務執行状況の報告>

(1) 公益目的事業 1

①『市民のための非営利法人設立・運営ハンドブック(仮題)』

② 創立 40 周年記念シンポジウム企画案

③ 創立 40 年史の刊行について

鈴木専務理事より、本事項について説明があった。説明によると、①は太田理事長の執筆により特定非営利活動法人、社団法人・財団法人双方の設立・運営を解説したものである。また、②の記念シンポジウムは 11 月 30 日開催の予定である。皆様にもぜひご参加いただきたい。③の四十年史は当協会の歴史のみならず、旧民法による法人が誕生した初期、明治時代からの公益法人の歴史を表した出発物になる。②のシンポジウムに間に合えばよいと思う。最近、根拠法が施行されて十数年して経っていない特定非営利活動法人においても、第一世代が去って設立当時のことが不明になっている例が少なくない、と聞く。公益法人の歴史と当協会の活動史がクロスしたものを、記録として残したい。以上であった。

同報告に関して、次の意見及び質疑応答等があった。

①について

(太田理事長) 最近社会貢献事業や社会的企業を立ち上げたいという市民が増えてきており、その受け皿として有力な特定非営利活動法人と一般法人、さらに公益性を高めたい場合には認定特定非営利活動法人と公益法人があるが、それぞれを解説したものは色々出版されているが、両者を併せて解説した本がないので、客観的に法制・税制を比較し解説したものにしたいと考えている。また、刊行後は各地の中間支援団体にも贈呈し、法人の設立支援の一助としたい。書名について、皆さんのおアイデアをお貸しいただきたい。なお、推薦文を堀田理事にお願いしている。

②について

(松岡理事) 11 月のシンポジウム開催日当日はあいにく先約がある。私は原子力関係の委員をしてきたが、最近の事故調査報告の記者会見などがネット上で公開されている。ぜひ動画で流してもらえないか。記者会見等はネット上で見られると非常にありがたい。

(太田理事長) Web での公開は、検討してみたい。

③について

(堀田理事) 税制面の改善成果が大きく、特に収益事業に該当していても公益目的事業なら非課税というのは、協会の最大の功績。これを強調しようとすると、協会ができる以前の解説が必要だろう。税制に関する戦後のシャウブ勧告自体は正しかったと思うが、その意図が税制に正しく反映されていない。その歪みを改めた意義が大きい。

(太田理事長) 公益法人の歴史は、明治 31 年まで遡ってある程度書いている。

(土肥常務理事) そのパートは私が執筆担当なので、シャウブ勧告を盛り込みたいと思う。

(2) 公益目的事業 2

① 資産運用セミナー2012

理事長から、低金利の金融情勢下で、運用先としてリスクの高い仕組債等で多額の損失を出している事例をたびたび聞いている。特に、財団関係者にはご参加いただきたい旨、案内があった。

(3) 公益目的事業 3

① ウェブアンケート結果

土肥常務理事から、同アンケートは 2005 年から毎年実施しているが、新法施行前は法人の 7 割が公益法人志向であった。年を追うごとに公益法人志向の比率が下がり、2012 年の調査ではついに一般法人志向が公益法人志向を上回った。この傾向から見ると最終的には公益法人 1 万 1000、一般法人 1 万 3000 と逆転した数値が推定される旨、説明があった。

② 平成 25 年度税制改正に関する要望

③ 公益法人制度改正要望

④ 公益信託制度改正要望

理事長より、本事項の 3 つの要望について説明があった。説明によると、7 月以降も内閣府認定等委員会委員長、内閣府大臣・副大臣・政務官、民主党関係議員ら、主だったところへは軒並み、公益法人制度改正要望、平成 25 年度税制改正要望を行っている。制度改正としては、公益認定法関連(収支相償原則の撤廃、行政庁への提出書類の簡素化、認定申請書類等の情報公開促進等)及び一般法人法関連(小規模法人向け運用、代議員制の法制化等)である。税制改正要望としては、寄附金税制、資産寄附課税、寄附金を受け入れた場合の消費税の扱いなど 4 分野につき 11 項目をとりまとめた。

また、制度改革が行われている公益法人と比較すると、民間公益活動の一翼を担う公益信託は、言わば置き去りにされた形にある。2008 年に総務省から受託し実施した調査研究があるので、公益法人制度改革を踏まえ、その研究結果をアップデートする形で、年内にまとめ上げたいと考えている。以上であった。

(4) 法人管理

① 財務状況

② 会員の状況

金沢専務理事より、本事項について説明があった。説明によると、まず、①の財務状況については事業収益、会費収益ともに増え、前年同期と比較すると健闘している。具体的には、出版事業は前年度末に刊行した『公益法人・一般法人のための会計実務』の売れ行きが好調で前年同期に比べ 700 万円の増収である。セミナー事業は、前年比若干のマイナスであるが、進捗率が非常に悪いため、今後 7 ヶ月間はこの事業に注力しないと年初予定は達成できない。機関誌の協賛広告収益は、前年同期に比べ 200 万円の減収であるが、広告主の開拓が順調に行けば多少挽回できる。一方、費用については前年比でトントンの状況である。

また、②24 年度上期の入退会状況は、前年同期に比べ入会が多いものの退会もそれに匹敵するほど多く、相殺するとゼロの傾向は前年同様であるので、年度通算としては数十件程度のマイナスは避けられない見通しである。入会には相談室、役員賠償責任保険団体制度の

存在が奏功しているので、今後もよくPRを継続したい。一方、退会は比較的社団法人に多く、また、一般法人の退会が目立つ。理由は移行の完了によるものである。今後の対策としては、会員による相談室の利用促進や会員メリット感を出せる施策の開発、また、25年11月で廃止される準会員を1件でも多く正会員にソフトランディングさせる企画を進めている。以上であった。

③ コンプライアンスの状況

④ 災害対策の進捗状況

⑤ アニュアルレポート2011

鈴木専務理事より、本件について説明があった。説明によると、上期における③社内コンプライアンスの状況に特段の問題はなかった。また、災害対策は、国内で認識が非常に高まっている自然災害対策に関し、現行リスク管理規程の一層の具体化を図るものである。首都直下型地震発生の想定に重点を置き、避難・模擬帰宅訓練の実施、備蓄物資の充実、近隣事業所との相互援助協定などを図り、社内向け防災対策マニュアルの作成、役職員の学習徹底等を進める予定である。アニュアルレポートについては、配布した現物のとおりである。

(5) その他の職務執行状況

理事長より、本事項について説明があった。説明によると、公益目的事業2として、東京都が公募している「新しい公共支援事業」の「中間支援組織の育成・強化」及び「組織の強化及び信頼性の向上に資する研修等」の2業務へ応札する。また、公益目的事業3では、日本公認会計士協会による、非営利法人会計の統一化に関するヒアリングに対して意見を述べた。意見の一つは、基準の作成とメンテナンスの責任者は誰か、という点。役所や第三者が一方的に作るものではなく、ユーザである当の非営利法人が自主的に作るプロセスが必要ではないか。第2にそれぞれの法人根拠法がバラバラでは会計だけ統一するのには限界がある。会計だけではなく、法制の統一化・近似化も並行して検討する必要があるのではないか。もう一つは、行政庁における公益法人の開示資料の開示手続が実に不便なものでありこれをもっと簡単で充実したものにする必要があるという意見等を述べた。

報告全体に関して、次の意見があった。

(松岡理事) 財政危機に伴う神奈川県の動きに注目してほしい。昨年4月に就任した黒岩知事が、このままでは財政が崩壊するという危機感から、増田寛也元総務大臣を座長とする調査会に提言を求めたが、その中間報告では、県営施設は3年内に原則全廃する。補助金もゼロベースで検討する。閉鎖されたり売却されたりするものも出てこようが、NPO法人等が指定管理者になって運営を担うケースも増えてくると考えられる。財政危機は他の都道府県、市町村も同じで、公益法人にも大きな影響を受けることになると考えなければならない。

(太田理事長) まさしく自治体に共通する、全国的な問題と感じる。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成 24 年 10 月 5 日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 高宮 洋一 

監 事 中田 ちづ子 

監 事 平川 純子 